令和4年(行ツ)第318号・令和4年(行ヒ)第360号

上 告 人 内山靖英

被上告人 愛知県

弁論 要旨

令和6年2月19日

(H)

(H)

(Ht)

最高裁判所 第三小法廷 御中

上告人代理人

弁護士 堀 江 哲 史

同 長谷川 桂 子

同 岡村晴美

同 倉 知 孝 匡

同 矢崎暁子

同進藤一樹

同 水 谷 陽 子

(Ht)

(Ht)

同 大畑 泰次郎

(Ht)

同 中川 重徳

(Ht)

同 永野 靖

(Ht)

同 山下敏雅

第1 はじめに

本件では、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する 法律(以下「犯給法」といいます。) 5条1項1号の「婚姻の届出をしていな いが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」という文言に、被害者と同性 のパートナーが含まれるか、という点が問題になっています。

上告人である内山さんは、被害者と20年以上にわたって、生活を共にして きました。被害者が殺害された事件の刑事手続では、司法関係者も加害者も、 被害者と内山さんが「夫婦同然の関係にあった」ことを前提としていました。

にもかかわらず、犯罪被害給付制度の遺族給付金の適用の場面では、内山さんは、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たらないとされました。その理由は、被害者と内山さんが、同性であるというものでした。

このような事態は、犯罪被害給付制度の制定以来からの制度趣旨に反してい

ます。まして、犯罪被害給付制度が、恩恵的な措置ではなく、犯罪被害者等の権利利益保護のための施策であることが明確になった現在においては、とうてい許されません。

第2 犯罪被害給付制度の目的が、犯罪被害者等の権利利益の保護にあること

1 犯罪被害給付制度が創設されたのは、1980年(昭和55年)のことです。その制度趣旨は、日本社会の構成員に対する故意の犯罪による被害について、社会の連帯共助の精神に基づき、不法行為制度の実質化、他の原因による被害との不均衡の是正として、公費負担の給付金を支給して被害を回復することと、法制度に対する国民の不信感を除去することにありました。

このような創設当初の制度趣旨に照らしても、日本社会の構成員である同性カップルについて、不法行為制度の実質化、すなわち、犯罪被害の回復を図る必要性があることは明らかである以上、犯罪被害給付制度の適用対象から除外する理由はありません。

2 さらに、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者等基本法の制定や、これに基づ く犯罪被害者等基本計画の策定を経て、その目的を一層明確にしてきまし た。

犯罪被害者等基本法(以下「基本法」といいます。)は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利利益の保護を図るべく、2004年(平成16年)に制定されました。その第1条には、基本法の目的が「犯罪被害者等の権利利益の保護を図ること」であることが明記され、第3条第1項には、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記されました。その上で、基本的施策の1つとして、第13条に、給付金の支給に係る制度の充実等が規定されています。

この基本法に基づき、5か年ごとに策定される犯罪被害者等基本計画(以

下「基本計画」といいます。)では、一貫して「犯罪被害者等に対する損害 回復・経済的支援等への取組」が重点課題として掲げられ、これに基づく制 度の見直しが行われてきました。基本計画では、犯罪被害者等のための施策 が一方的な恩恵的措置でないことも繰り返し確認されています(甲169・ 5頁、甲170・4頁、甲171・3頁)。

このように、犯罪被害給付制度は、制定当初よりも内容を発展させ、給付金の支給による犯罪被害者と遺族の被害回復を通じた犯罪被害者等の権利利益保護を目的とすることが明確になりました。

3 これに対し、二審判決は、犯罪被害者等給付金が、犯罪被害者等が受けた 損害の完全な補填を目的とするものではないというただ一事をもって、「国 の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の 見舞金的な性格」を有するものと評価しました。

しかし、犯給法や基本法に示されているとおり、犯罪被害者等給付金は、 犯罪被害者等について個人の尊厳(憲法13条)を重んじ、その権利利益を 保護するためのものです。単なる恩恵的な見舞金ではありません。

- 二審判決は、犯罪被害給付制度の目的が犯罪被害者等の権利利益の保護を 中心としていることを、大きく読み誤ったものと言わざるを得ません。
- 4 このような基本法の目的や基本理念、犯給法の目的と給付金の性格に照ら せば、被害者と同性の者についても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった 者」に含めるべきことになります。以下、その理由について説明します。
- 第3 被害者と同性の者についても「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」 に含めるべきこと
 - 1 犯罪被害給付制度の目的を踏まえた解釈
 - (1) 犯罪被害給付制度が不法行為法を補完する関係にあること すでに述べたとおり、犯罪被害給付制度は、給付金を支給することで、

被害回復を必要とする犯罪被害者等の権利利益を保護しようとしています (犯給法第1条)。これは、犯罪被害給付制度が不法行為法を補完する性 格を有するからにほかなりません。

そのことは、①給付金の額が犯罪被害者及び遺族の被った損害の内容を 考慮して定められていること、②遺族固有の慰謝料と同様に遺族給付金は 生計維持関係の有無にかかわらず支給されること、及び③過失相殺や損益 相殺の処理がなされることなどの犯罪被害給付制度の制度設計に表れてい ます。

このような犯罪被害給付制度の目的や性格を踏まえれば、給付金の対象者の範囲は、不法行為法における「被害者」「近親者」などと同様に、犯罪被害によって被った経済的・精神的損害の回復の必要性に基づいて画されるべきといえます。犯給法が、法律上婚姻関係にある者だけでなく、

「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」をも「遺族」に含めているのは、経済的・精神的損害の回復の必要性、尊厳にふさわしい処遇という観点から、両者に違いが無いからです。

(2) 経済的損害、精神的損害の回復の必要性において、異性カップルと同性カップルとの間で差異はないこと

そして、犯罪被害によってパートナーを失うことによる経済的損害、精神的損害について、異性カップルと同性カップルとの間で、その有無や程度に差異はありません。人は、性的指向・性自認にかかわらず等しく人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるはずです(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第3条)。二審判決も「同居している相手方が殺害された場合の精神的苦痛について、少なくとも、同性パートナーであるか異性パートナーであるかという事柄が精神的苦痛の大小を左右する要素となるとは認められない」と認定しており、損害回復すなわち権利

利益保護の必要性において差異のないことは明白です。

(3) 小括

以上のとおり、犯罪被害給付制度の目的や性格を踏まえれば、被害者と同性の者についても「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に含めるべきです。被害者と同性の者を、一律に適用対象から除外するということは、法の目的に明確に反します。

2 二審判決の解釈の誤り

二審判決が、犯給法5条1項1号には同性パートナーを含まないとする解 釈の根拠としたのは、民法上の概念でした。

しかし、犯給法の規定ぶりを見ても、民法には規定のない事実婚関係をも保護の対象としていること、民法上の相続で考慮されない生計維持要件を設けていること(犯給法5条1項2号)、及び、民法上の相続人と異なる順位で遺族の順位を定めていることから、犯給法が民法と異なる視点に立つことは明らかです。

さらに、他の社会立法に関する判例では、事実婚配偶者の「遺族」該当性の解釈に際して、形式的・法的側面ではなく、実質的・事実関係が極めて重視されていますが、二審判決はこの点も看過しています(最高裁判所第一小法廷平成19年3月8日判決、最高裁判所第一小法廷令和3年3月25日判決等)。

このような二審判決の誤りは、正されなければなりません。

第4 「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」に、被害者と同性の者を含まないと解釈する場合、憲法14条1項に反すること

以上に述べたとおり、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には、被害者と同性の者も含むと解釈すべきであり、このように解釈・適用される限りは、憲法違反の問題が生じることはありません。

他方で、一審判決や二審判決のように、同条項の解釈として、被害者と同性 の者を含む余地はないというのであれば、憲法14条1項違反の問題が生じま す。

二審判決は、憲法14条1項の合憲性判断において、犯罪被害者等給付金の趣旨を「国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有する」とした上で、「犯罪被害者遺族として取り扱われることの権利利益の重大性が強いとまではいえない」としました。

しかし、本件において、仮に、犯給法5条1項1号の合憲性判断が行われる場合、犯罪被害給付制度の創設趣旨や目的を踏まえれば、犯罪被害者遺族として給付金の支給を受けるという権利利益の重大性を軽視することはできません。加えて、性的指向という自らコントロールできない事由による別異取扱いであること、同性愛者の人権保障の問題は民主政の過程による救済が困難な事柄であること等を踏まえれば、犯給法5条1項1号の解釈において、異性パートナーと同性パートナーを別異に取り扱うことは、憲法14条1項に違反するというべきです。

第5 おわりに

1 内山さんが、本件殺人事件でパートナーを亡くしてから、9年以上たちました。この間に、本件殺人事件に関し、内山さんが経済的損害・精神的損害の回復として得た金員は、加害者から支払われた30万円だけです。

現在まで、内山さんの犯罪被害者遺族としての権利利益は、まったく保護されていません。犯罪被害者遺族としての尊厳もまったく重んぜられておらず、尊厳にふさわしい処遇が何も保障されていない状態が、今も続いています(基本法1条、同3条1項、犯給法1条参照)。

さらに、遺族給付金の不支給決定、一審・二審での請求棄却により、被害者とのパートナー関係を軽んじられたという意味でも、内山さんの尊厳は傷

つけられてきました。

人権の最後の砦である最高裁判所において、二審判決までの誤りが正され、基本法の目的や基本理念、犯給法の目的に沿った公正なる判断がなされることを切に求めます。

2 また、本件は、「事実上婚姻関係と同様の事情」という文言について、同性間の関係を含むか否かに関する、初めての最高裁判断となります。事実婚関係を保護の対象とする法がある場合、それぞれの法の目的に照らして、同性事実婚を保護する必要があり、異性事実婚と同性事実婚とを区別する理由がない場合には、これを保護の対象とすることこそが、法制度全般に対する国民の信頼の確保につながります。逆に、これを一律に保護の対象としないのであれば、法の目的が達せられないことになります。

一審、二審では、社会にたしかに存在する同性事実婚関係について、一律 に法的保護の対象から除外されるかのような、極めて差別的な判断がなされ ました。

最高裁判所におかれましては、この点も踏まえ、公平公正なご判断をされたくお願い申し上げます。

以上